

鎌倉市こども計画

(第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン)

令和7年(2025年)●月

鎌 倉 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景.....	
2 法令等の根拠	
3 計画の位置付け	
4 計画の策定体制	
5 計画の期間.....	
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	
1 鎌倉市の現状.....	
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	
3 こども計画策定に向けた課題.....	
第3章 計画の基本的な考え方.....	
1 基本理念	
2 計画の視点.....	
3 基本目標.....	
4 重点取組.....	
5 計画の体系.....	
第4章 施策の展開.....	
基本目標1 ライフステージ別取組を推進します	
主要施策(1) 母子保健医療体制と親子の居場所の充実	
主要施策(2) 保育環境の充実	
主要施策(3) 親子の成長と交流の場の支援	
主要施策(4) 幼保連携を視野に入れた幼児教育の充実	
主要施策(5) 「生きる力」の獲得に向けた学校教育の充実.....	
主要施策(6) こどもの健全な成長への支援	
主要施策(7) こどもの交流機会の確保.....	
主要施策(8) 多様な体験機会の確保.....	
主要施策(9) 放課後環境の整備	
主要施策(10) こどもの遊びや学びの場の整備	
主要施策(11) 家庭教育の充実.....	
主要施策(12) 就学・就労支援の充実.....	
主要施策(13) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実.....	
基本目標2 ライフステージに共通した取組を支援します	

- 主要施策(1) こどもの権利と主体性・多様性の尊重及び意見の反映.....
- 主要施策(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり.....
- 主要施策(3) こども家庭センターによる支援.....
- 主要施策(4) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供.....
- 主要施策(5) 食育の推進.....
- 主要施策(6) こどもの貧困対策の推進.....
- 主要施策(7) 障害のあるこども・医療的ケア児等とその家庭への支援.....
- 主要施策(8) 児童虐待防止対策の推進.....
- 主要施策(9) ヤングケアラーへの支援.....
- 主要施策(10) こどもの安全性の確保.....
- 主要施策(11) こどもの生活環境の整備.....

基本目標3 子育て当事者への支援の取組を推進します.....

- 主要施策(1) 経済的支援の充実.....
- 主要施策(2) 協働による子育て支援ネットワークの構築と支援.....
- 主要施策(3) 地域の担い手となる若者の育成.....
- 主要施策(3) 男女がともに支え合う仕組みづくり.....
- 主要施策(4) 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり.....
- 主要施策(5) ひとり親家庭への支援.....
- 主要施策(6) 子育て情報提供の充実.....

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....

- 1 教育・保育事業提供区域の設定.....
- 2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方.....
- 3 目標人口.....
- 4 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....
- 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....

第6章 計画の推進に向けて.....

- 1 計画の推進体制、進行管理.....
- 2 個別事業の点検・評価.....
- 3 情報公開.....

第7章 資料.....

- 1 鎌倉市子ども・子育て会議条例.....
- 2 鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則.....
- 3 鎌倉市子ども・子育て会議委員名簿.....



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

日本の子どもたちを取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されて9年が経ちますが、家庭問題や地域社会の結びつきの希薄化、子育て家庭の孤立、ニートなどの就業に関する問題は未だ解決すべき課題として残っています。また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルや情報過多といった新たな問題、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、そして、格差拡大などの問題も顕在化しています。

現在、こうした課題に対処するため、持続可能な開発目標（SDGs）の推進や、多様性と包摂性のある社会の形成、デジタルトランスフォーメーション（DX）など、多岐にわたる取り組みが行われています。

また、こども貧困対策においては、平成26年（2014年）1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同法8条の規定に基づき、同年8月にはこどもの貧困対策に必要な環境整備と教育の機会均等を図るこどもの貧困対策を総合的に推進する「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。さらに、こども・若者を取り巻く環境の悪化や、社会生活を円滑に営む上での困難さを有するこども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者育成支援施策の総合的推進を図ることを目的に、平成22年（2010年）4月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年（2016年）2月には新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

加えて、近年の重要な展開としては、令和5年（2023年）4月に施行されたこども基本法が挙げられます。こども基本法は、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年（2023年）4月には、こどもとこどものある家庭に対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しています。そして、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されています。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向を踏まえ「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の計画期間が終了することに伴い、こども基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法等に基づいた、こども施策に係る計画を一体的に策定するものです。

2 法令等の根拠

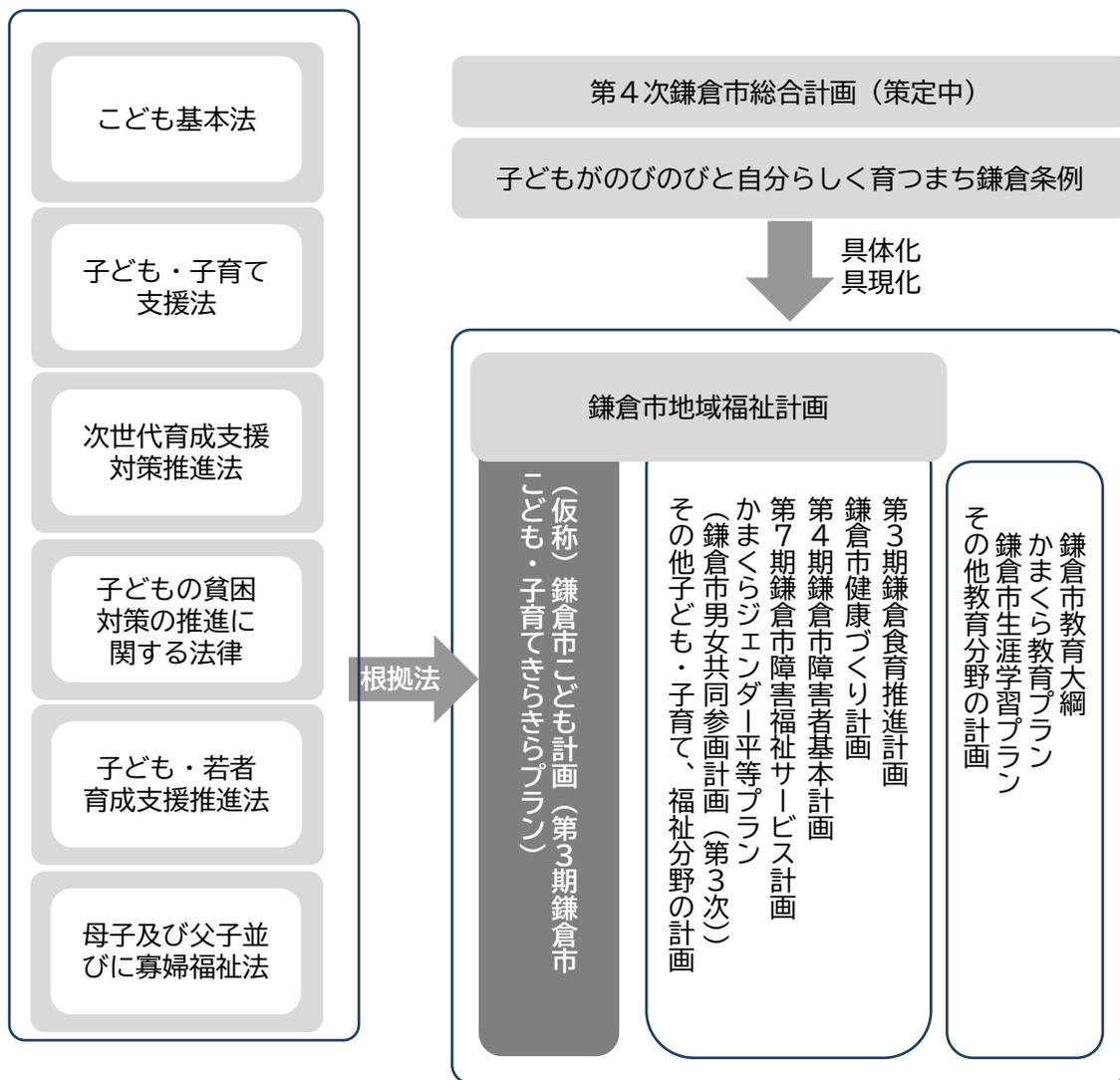
本計画は、鎌倉市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」に該当するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。そして、計画の一部において、

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法にもとづく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」を包含するものです。

なお、策定にあたっては、急速な社会情勢の変化に伴い別途策定した「新子育て安心プラン実施計画」（令和3年（2021年）2月）、「新・放課後子ども総合プラン」事業計画や「鎌倉まるごと子育て・子育て戦略—きらきらプロジェクト—」（令和6年（2024年）1月）の内容についても包含しました。

3 計画の位置づけ

市政の最上位計画である「第4次鎌倉市総合計画（策定中）」の部門計画として策定し、策定に当たっては、国・神奈川県が策定や策定中の関連計画を勧奨するとともに、市の各種計画等との整合・連携を図っています。



4 計画の期間

計画を構成する子ども・子育て支援事業計画及び行動計画は、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

計画期間

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
(仮称) 鎌倉市こども計画 (第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン)				

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画の策定に伴い、こども自身を含めた市民の方のこども・子育てに関する考えや意見を聞き、調査結果を計画策定を進める上での基礎資料として活用するために「鎌倉市(仮称)鎌倉市こども計画(第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン)の策定に向けたアンケート調査」を実施しました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
ア 就学前児童の保護者	郵送による配布・回収、WEBによる調査	3,000通	1,554通	51.8%
イ 小学生から高校生等の保護者		3,000通	1,585通	52.8%
ウ 小学6年生から高校生等		3,000通	1,424通	47.5%

(2) 鎌倉市子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こども・若者を取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及びこども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「鎌倉市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和7年●月●日～●月●日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



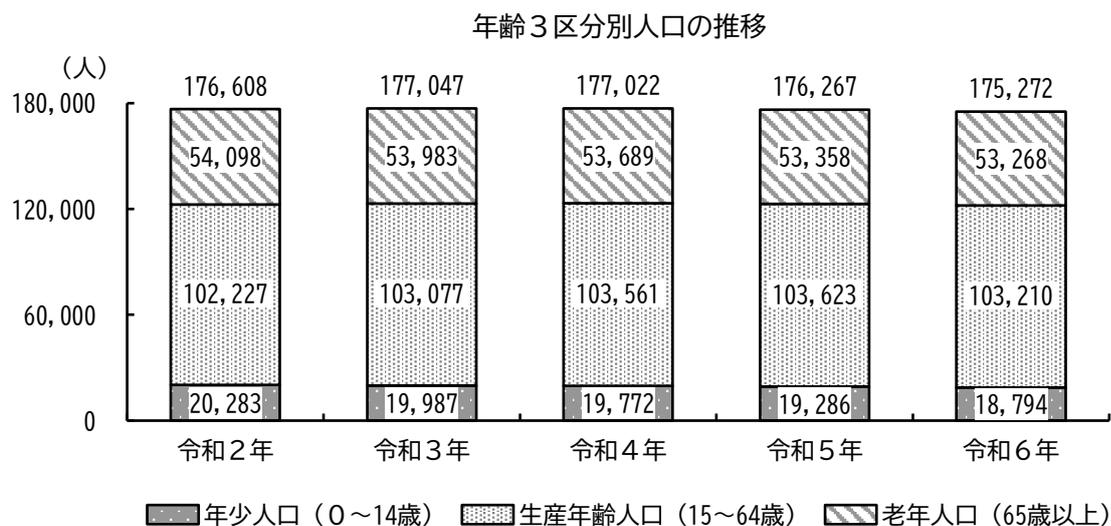
本市の子ども・子育てを 取り巻く現状

1 鎌倉市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

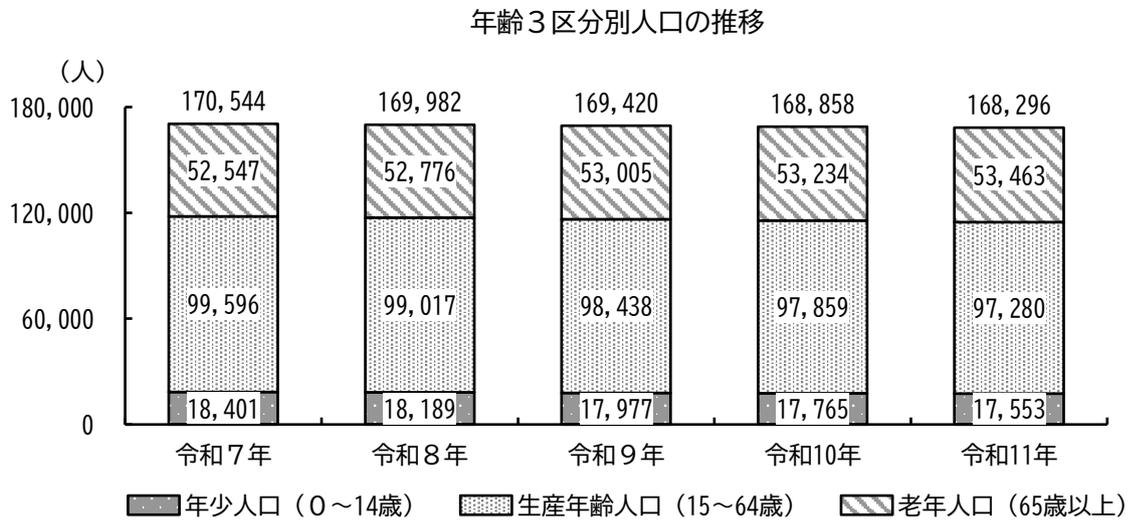
本市の人口推移をみると、総人口は令和3年（2021年）でやや増加したものの、翌年以降から徐々に減少し、令和6年（2024年）で175,272人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）と老年人口（65歳以上）が減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

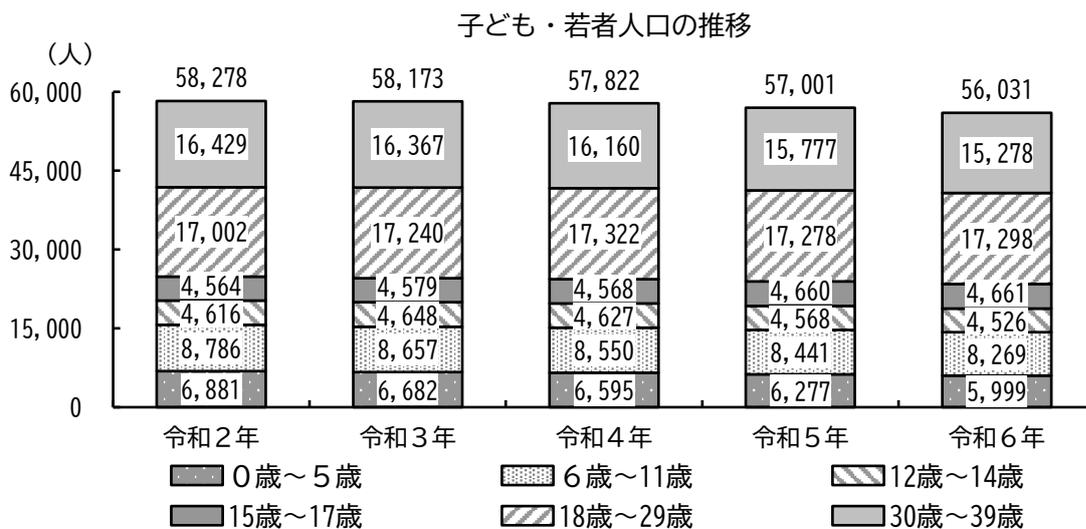
② 年齢3区分別目標人口

本市の今後5年間の目標人口をみると、年少人口、生産年齢人口は減少しているのに対し、老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



③ 子ども・若者人口の推移

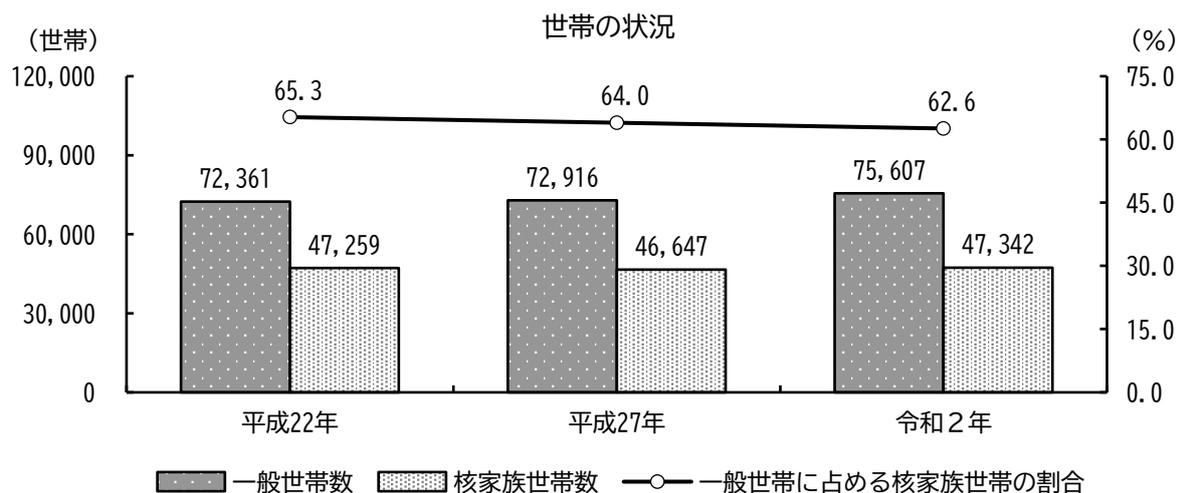
本市の子ども・若者の人口推移をみると、令和2年(2020年)から徐々に減少しており、令和6年(2024年)には56,031人となっています。また、特に0~5歳の減少率が高くなっています。



(2) 世帯の状況

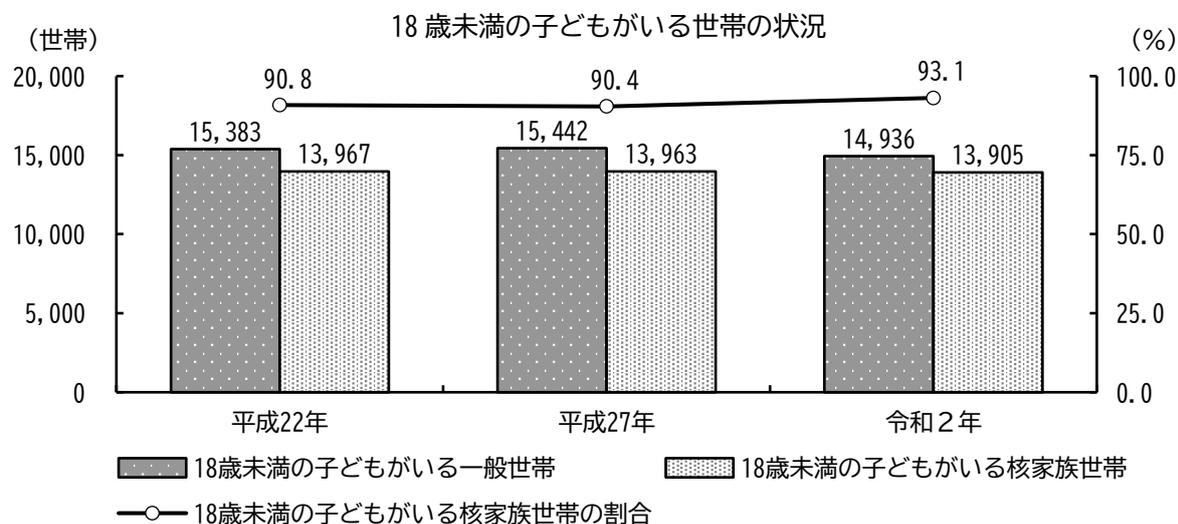
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の一般世帯（核家族世帯、3世代世帯、単独世帯など）数は増加傾向にあり、核家族世帯数は平成22年（2010年）から横ばいで令和2年（2020年）では47,342世帯となっています。また、核家族世帯の割合は減少傾向にあります。



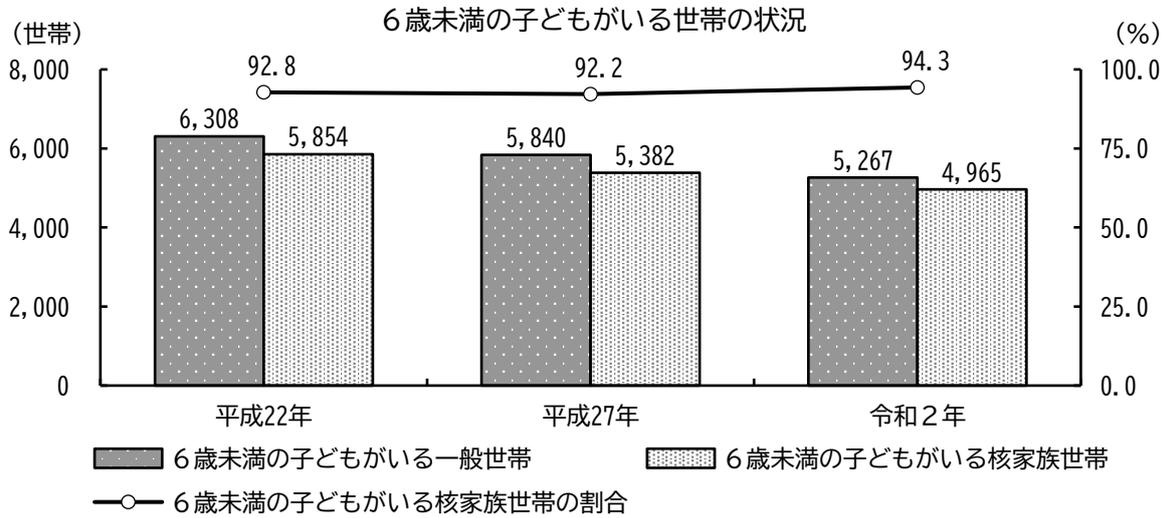
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少傾向にあり、令和2年（2024年）で14,936世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は9割を超えています。



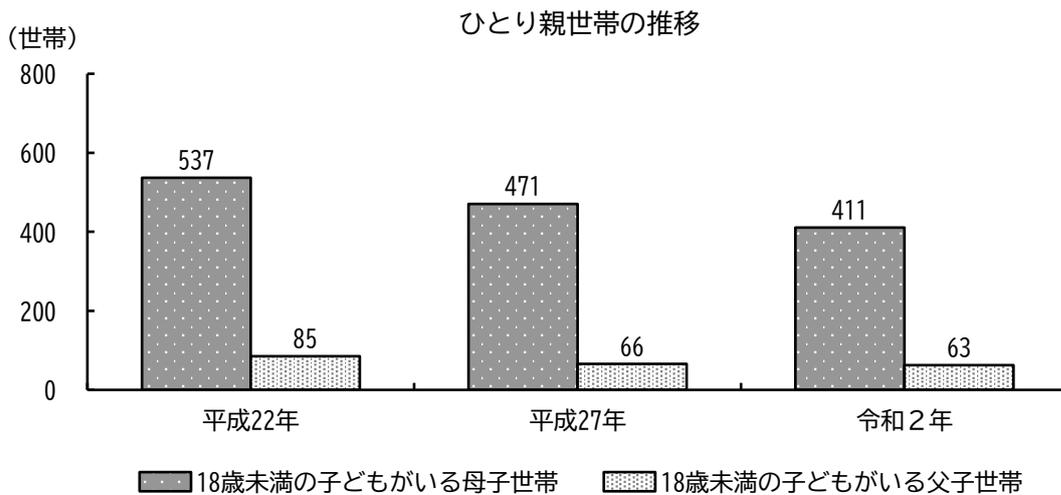
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年（2020年）で5,267世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は9割を超えています。



④ ひとり親世帯の推移

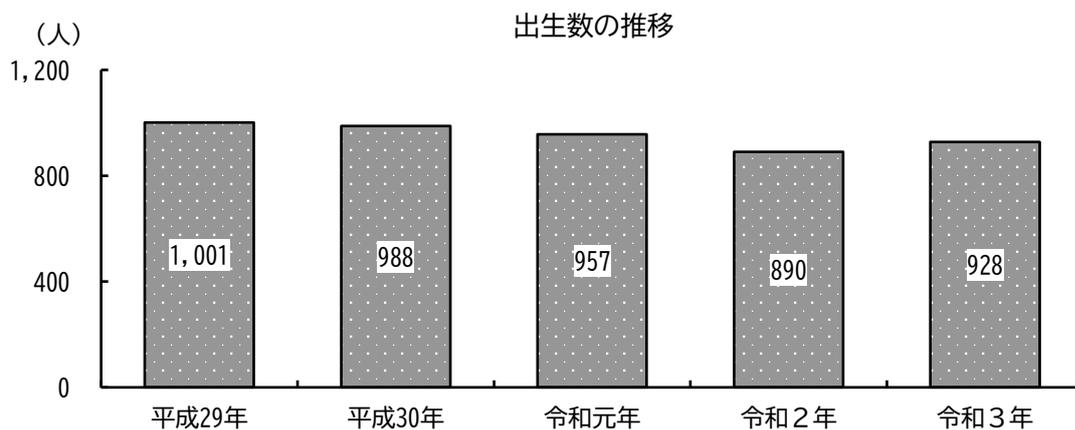
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯、父子世帯は年々減少しており、令和2年（2020年）で18歳未満の子どもがいる母子世帯は411世帯、父子世帯は63世帯となっています。



(3) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は平成29年（2017年）から令和2年（2020年）にかけて減少し、その後増加して令和3年（2021年）で928人となっています。



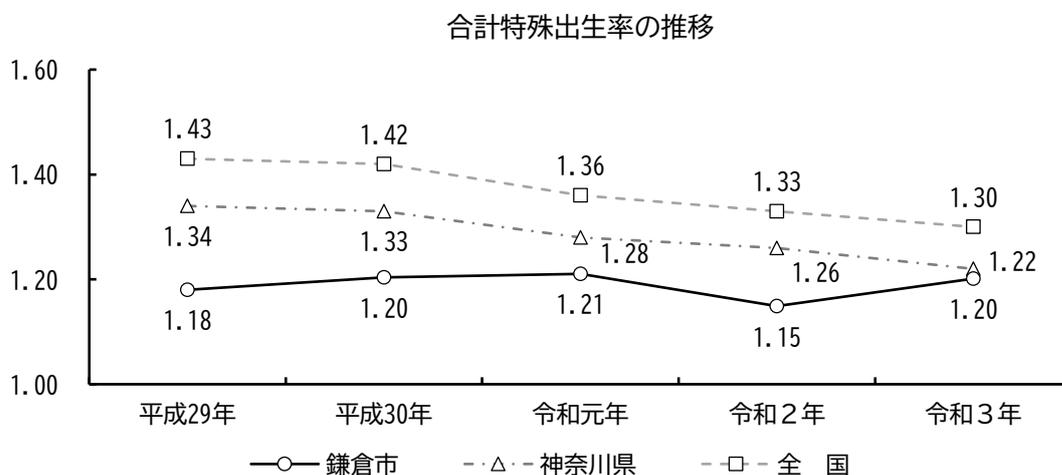
資料：神奈川県衛生統計年報

② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増加傾向にありましたが令和2年（2020年）で減少に転じ、その後増加して令和3年（2021年）で1.20となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

（人口を長期的に保つことが可能となる合計特殊出生率は2.07※と考えられています。）

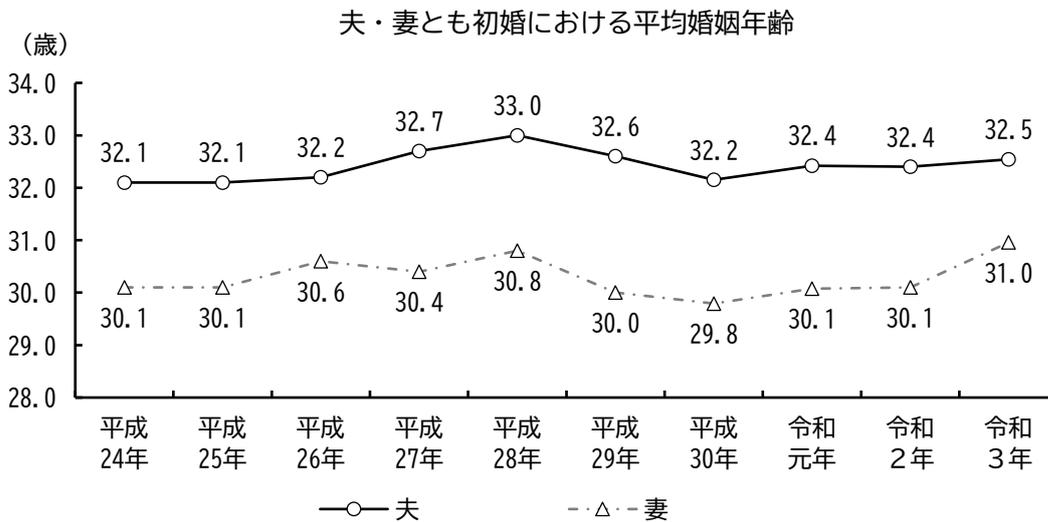
※第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する有識者会議資料より



資料：全国・県 人口動態統計、市 神奈川県衛生統計年報

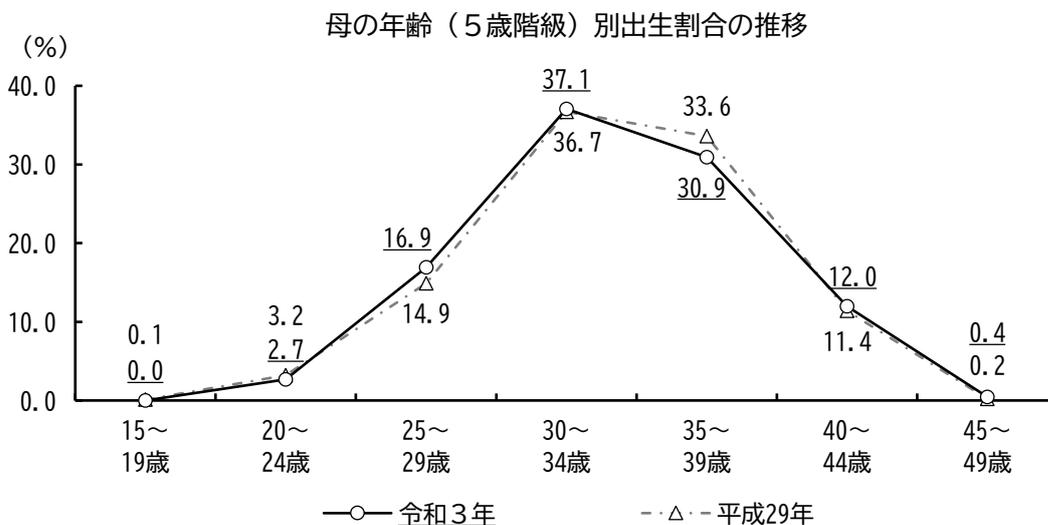
③ 夫・妻とも初婚における平均婚姻年齢

本市の夫・妻とも初婚における平均婚姻年齢をみると、平成24年（2012年）と比べ、令和3年（2021年）では、夫で0.4歳上昇し32.5歳、妻で0.9歳上昇し31.0歳となっています。夫・妻ともに年によってばらつきはあるものの、上昇傾向となっており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進んでいます。



④ 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

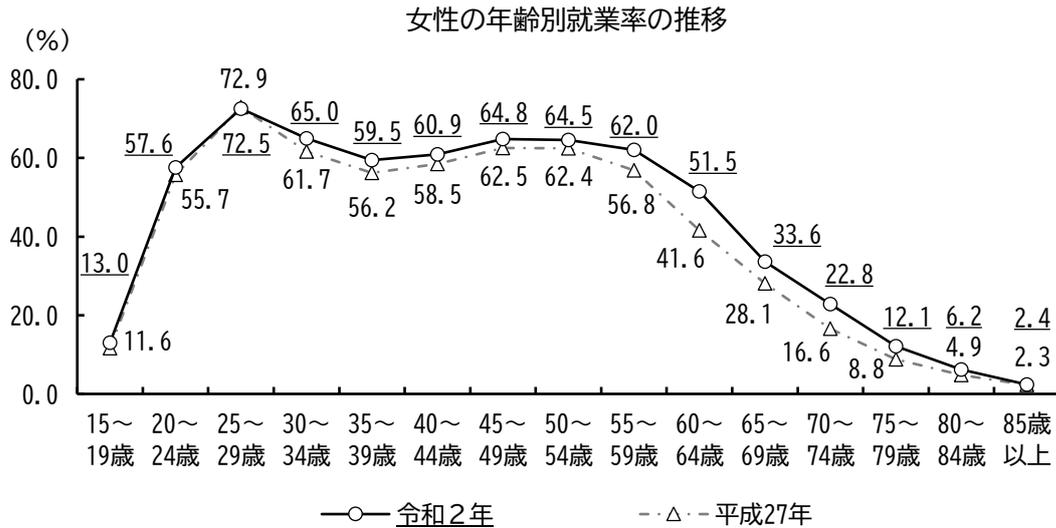
本市の母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成29年（2017年）に比べ令和3年（2021年）で、40歳以上の割合がわずかに上回り、晩産化がうかがえます。



(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

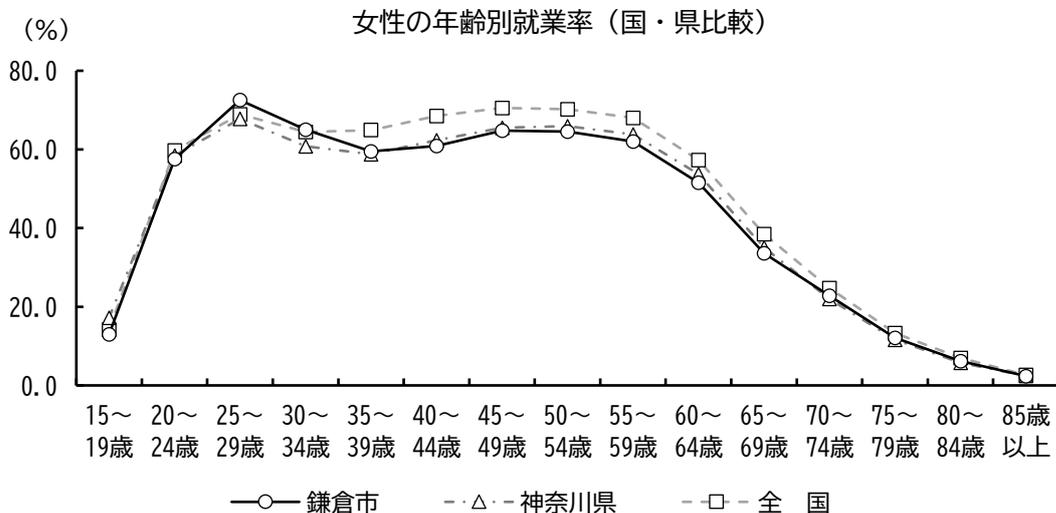
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成27年（2015年）に比べ令和2年（2020年）で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

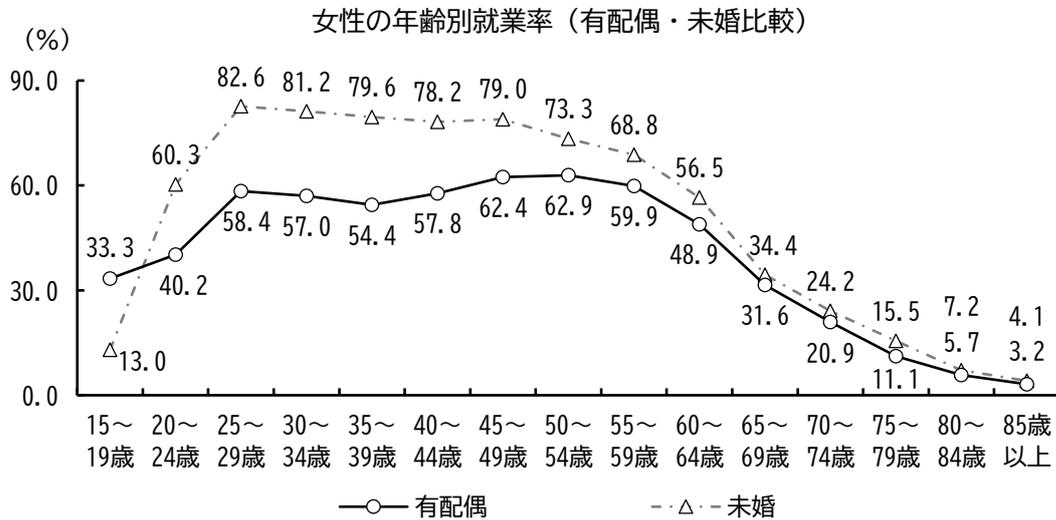
本市の令和2年（2020年）の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25歳～34歳で全国、県より高いものの、その他の年代では県と同程度となり、全国に比べ低くなっています。



資料：国勢調査（令和2年（2020年））

③ 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

本市の令和2年（2020年）の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、20歳以上で有配偶者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

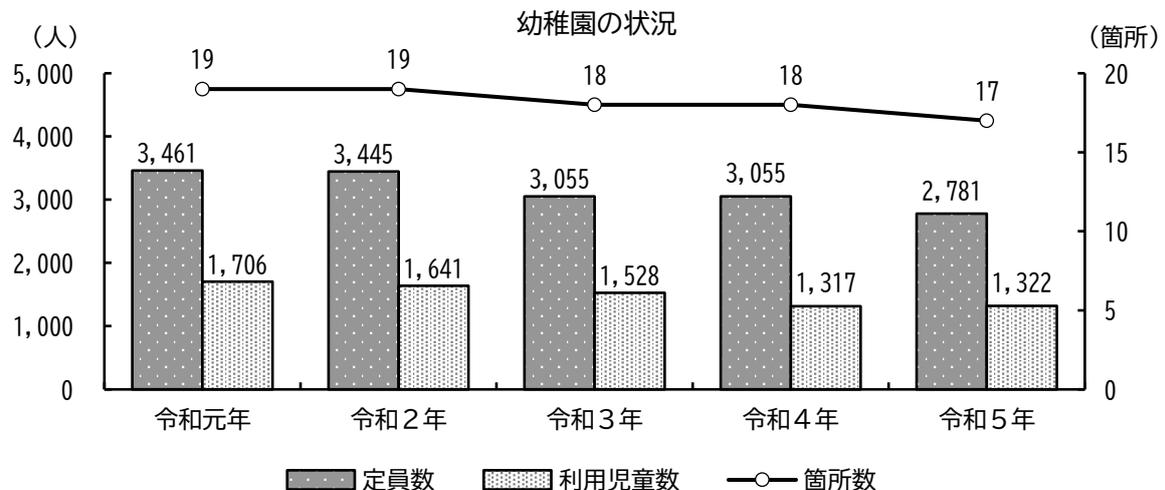


資料：国勢調査（令和2年（2020年））

（5）教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

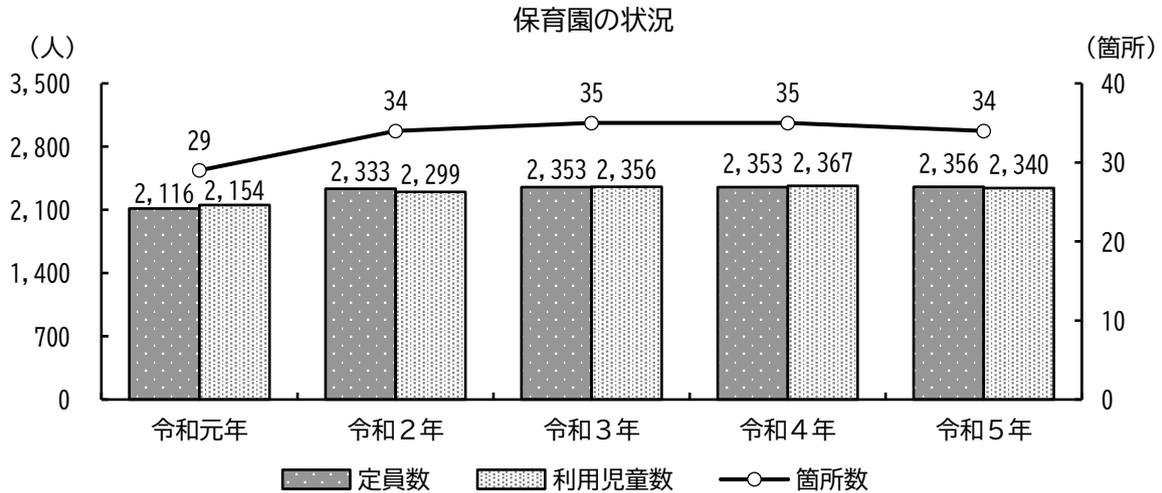
本市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに減少傾向となっており、令和5年（2023年）で利用児童数は1,322人となっています。



資料：子育てのための施設等利用給付認定児童数等

② 保育園の状況

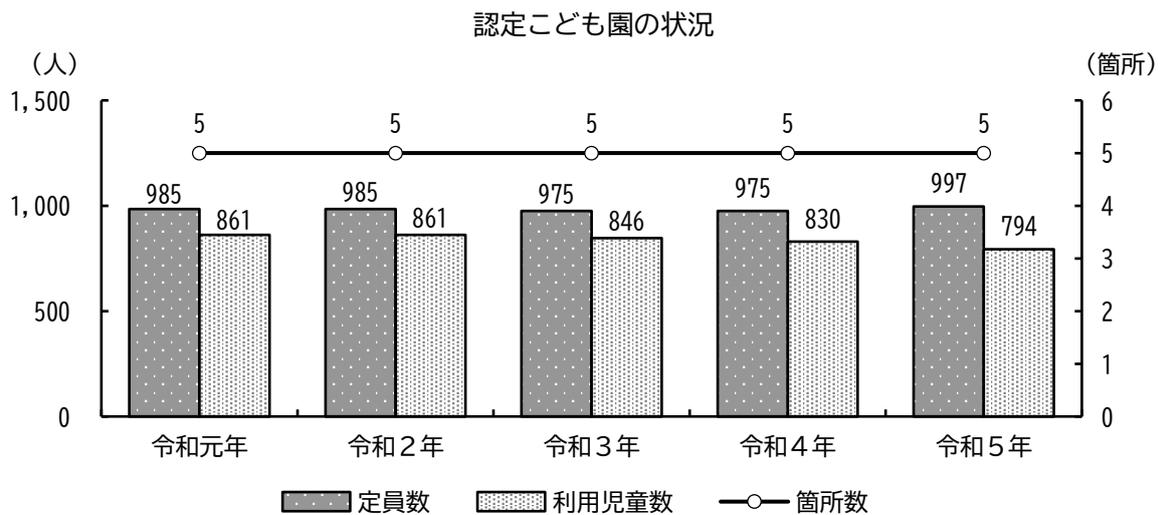
本市の保育園の状況を見ると、令和2年（2020年）以降は定員数・箇所数・利用児童数ともにほぼ横ばいで推移しており、令和5年（2023年）で利用児童数は2,340人となっています。



資料：庁内資料

③ 認定こども園の状況

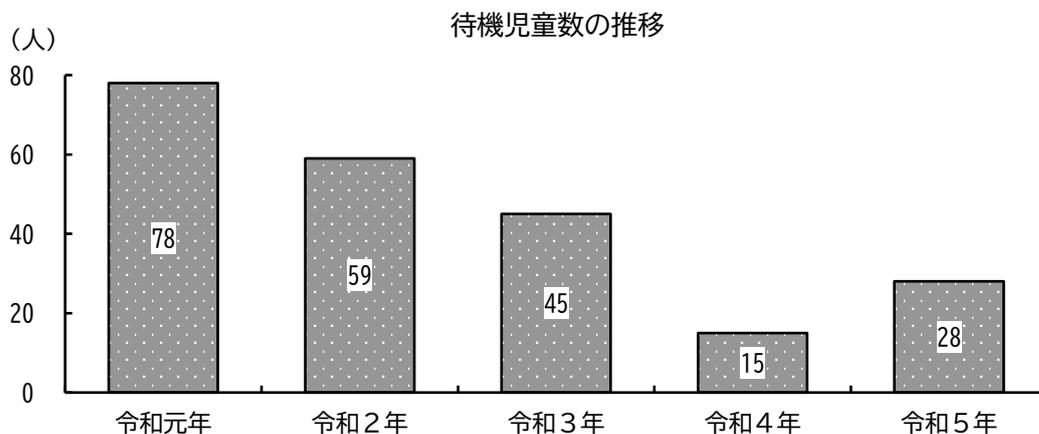
本市の認定こども園の状況を見ると、利用児童数は減少傾向にあり、令和5年（2023年）で利用児童数は794人となっています。



資料：庁内資料

④ 待機児童数（保育所等）の推移

本市の待機児童数の推移をみると、令和4年（2022年）までは減少傾向にありましたが、令和5年（2023年）から増加に転じ、28人となっています。

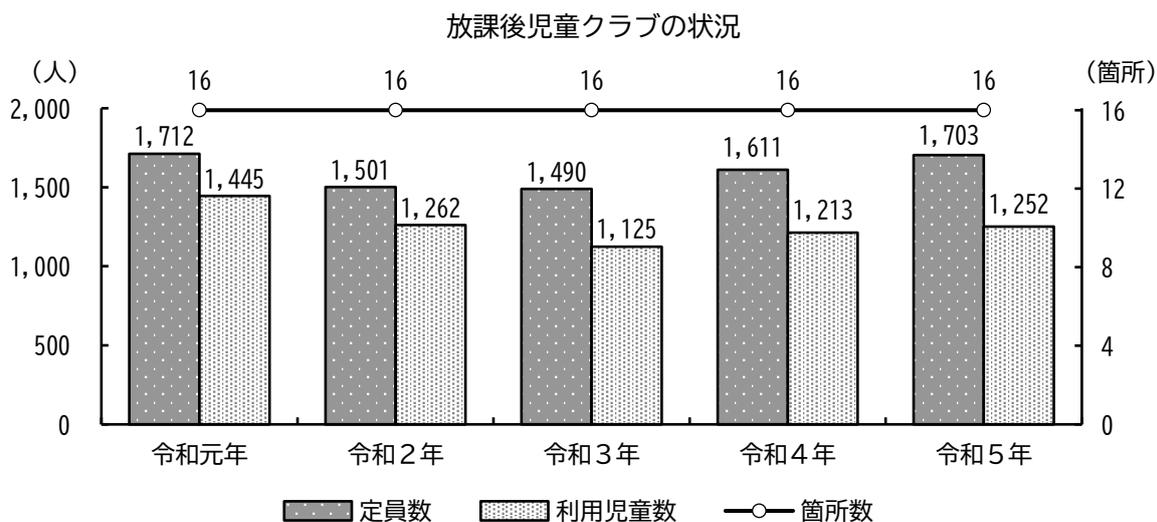


資料：待機児童調査票（各年4月1日現在）

（6）放課後児童クラブ（子どもの家）の状況

① 放課後児童クラブ（子どもの家）の状況

本市の放課後児童クラブにおける利用児童数は令和3年（2021年）までは減少傾向にありましたが、令和4年（2022年）から増加に転じ、令和5年（2023年）で1,252人となっています。

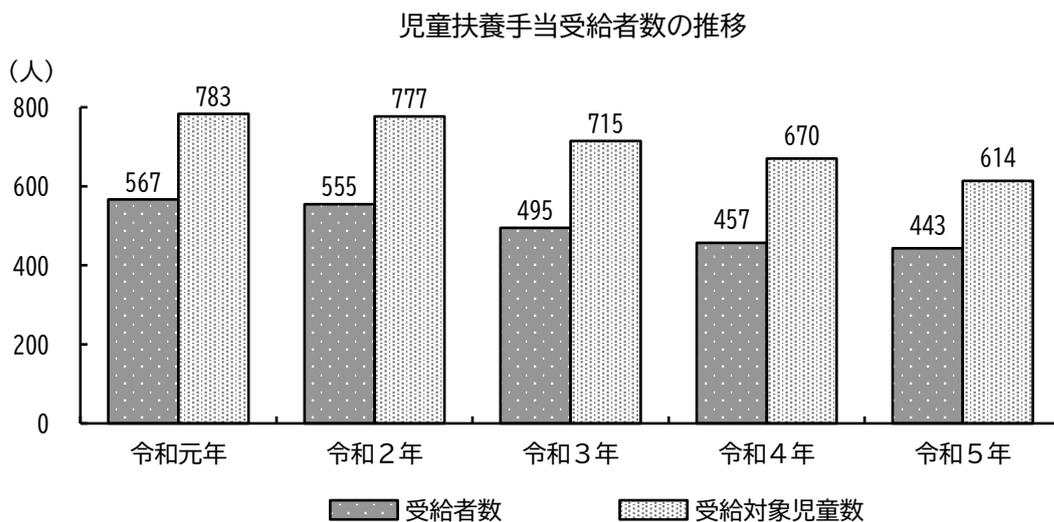


資料：庁内資料

(7) その他の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

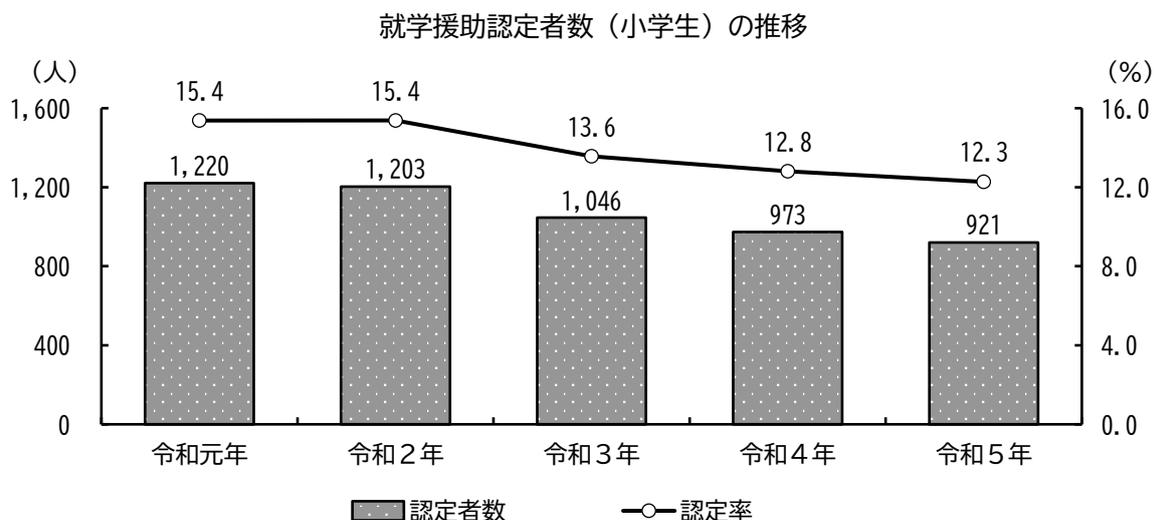
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、令和5年(2023年)で受給者数が443人、受給対象児童数が614人となっています。



資料：庁内資料

② 就学援助認定者数(小学生)の推移

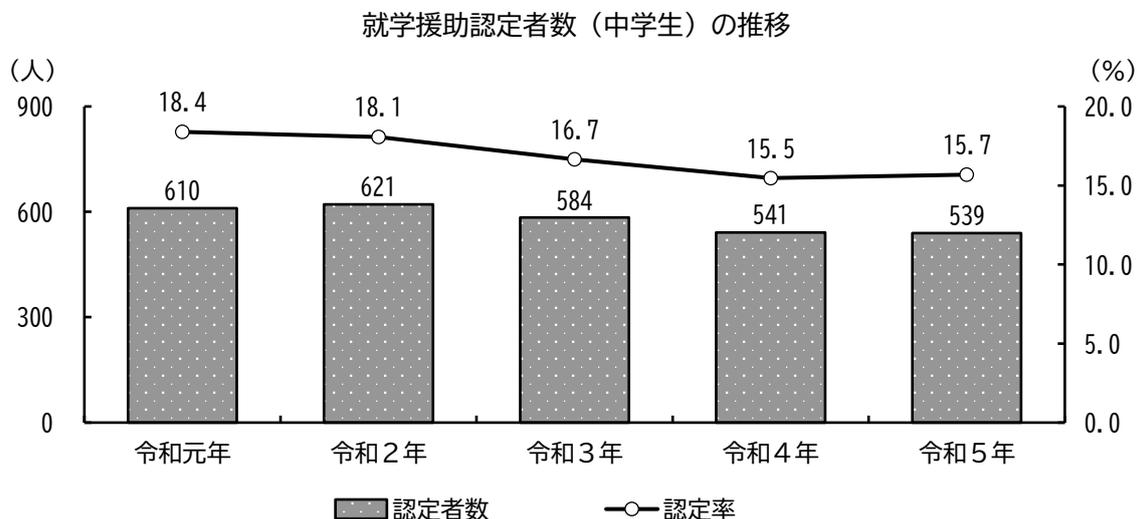
本市の小学生における就学援助認定者数・認定率は年々減少しており、令和5年(2023年)で認定者数が921人、認定率が12.3%となっています。



資料：庁内資料

③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

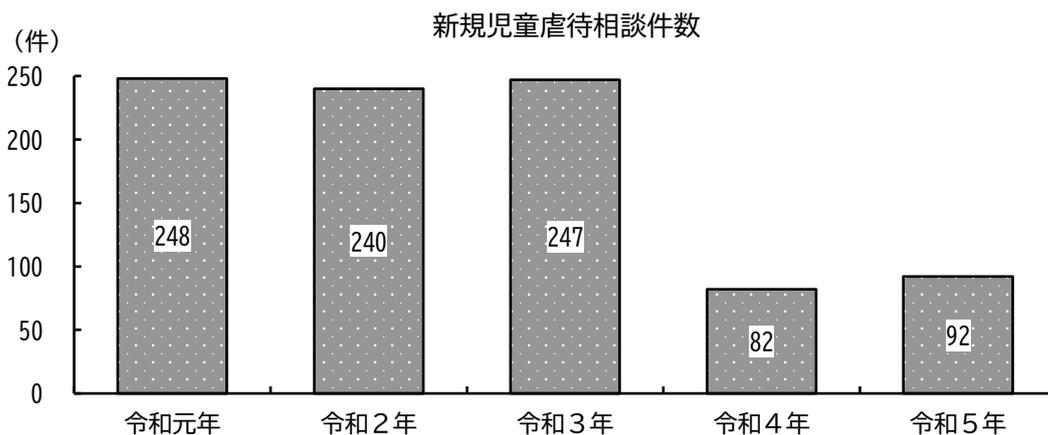
本市の中学生における就学援助認定者数・認定率は減少傾向にあり、令和5年（2023年）で認定者数が539人、認定率が15.7%となっています。



資料：庁内資料

④ 新規児童虐待相談件数

本市の新規児童虐待相談件数は令和3年（2021年）までは横ばいで推移していましたが、令和4年（2022年）以降大きく減少し、令和5年（2023年）には92人となっています。

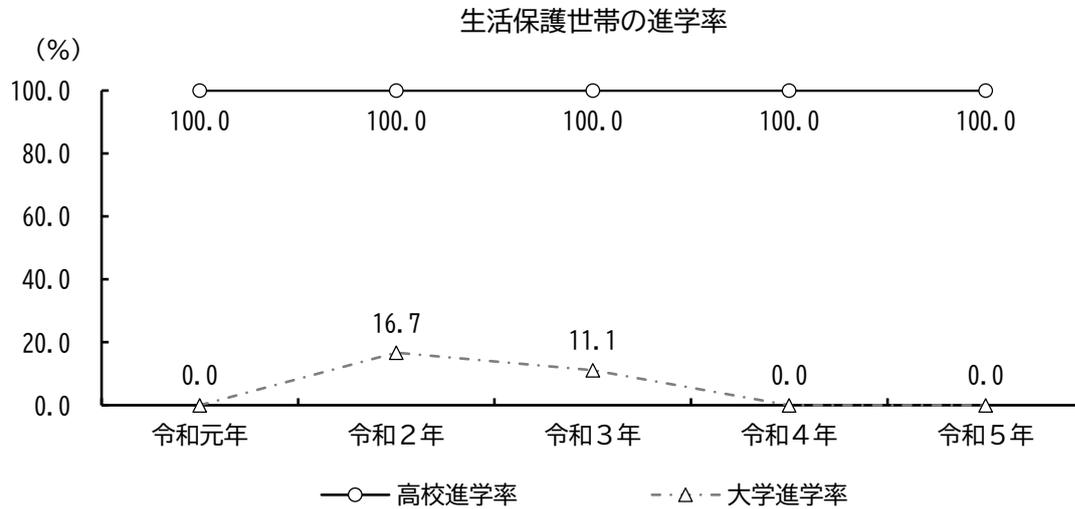


資料：庁内資料

※従来、児童相談所が受理した児童虐待相談について、市も自動的に重複して受理をする運用を行っていましたが、市として、虐待未済ではあるものの、家庭への支援が必要ないいわゆる「要支援」事案や「特定妊婦」事案に注力できる環境を整えるため、児童相談所と協議し、令和4年（2022年）5月以降、同運用を廃止しました。これにより、児童虐待相談自体の受理件数は減少しています。

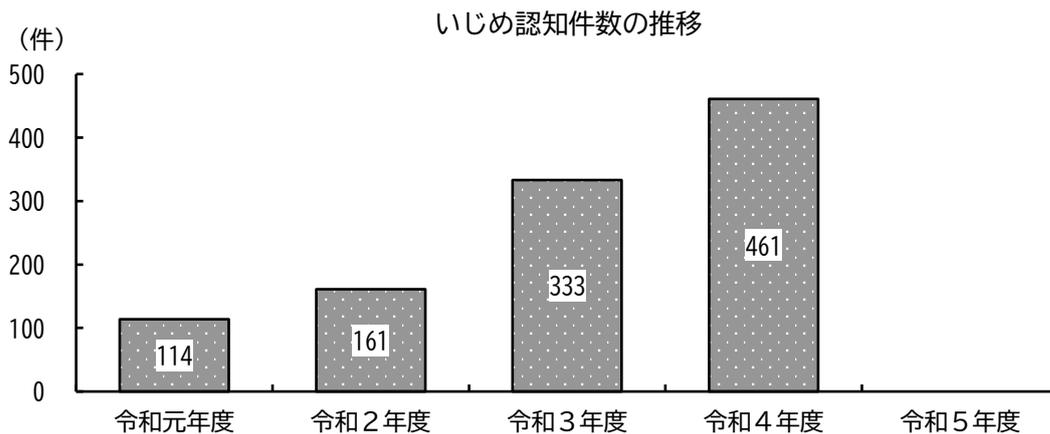
⑤ 生活保護世帯の進学率

本市の生活保護世帯の進学率をみると、高校進学率は100%で推移しています。大学進学率はばらつきがあり、令和5年（2023年）で0.0%となっています。



⑥ いじめ認知件数の推移

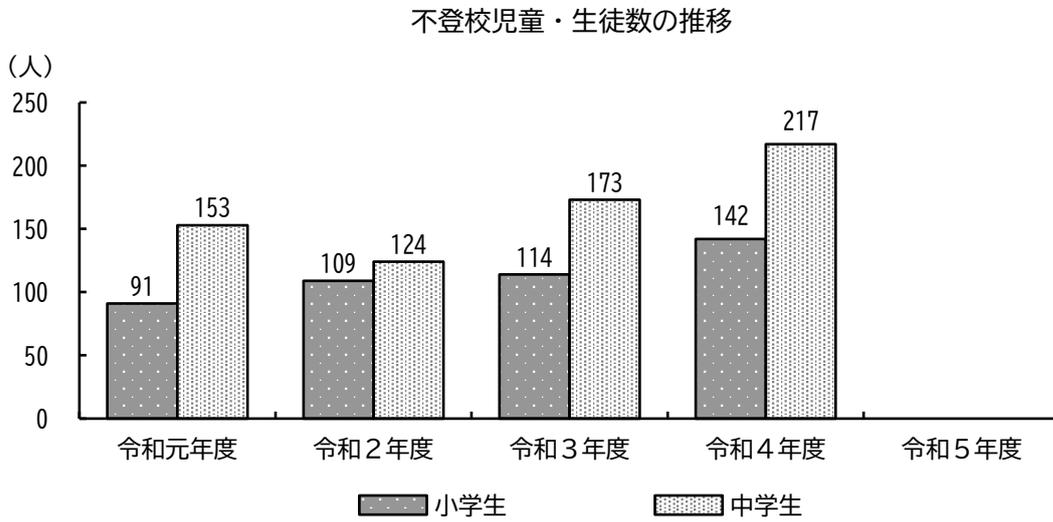
本市のいじめ認知件数は年々増加しており、令和4年度（2022年度）で461件と令和元年度（2019年度）の約4倍となっています。



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
（各年度3月31日現在）

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増加傾向となっており、令和4年度（2022年度）で小学生が142人、中学生は217人となっています。



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
(各年度3月31日現在)

2 アンケートからみる鎌倉市の状況

(1) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査概要

① 調査の目的

「子どもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念とした「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン（令和2年度～6年度）」の計画期間が令和6年度で終了することから、次期計画として「(仮称) 鎌倉市こども計画（第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン）」を策定するための基礎資料として調査を実施するものです。

② 調査対象

次の(1)から(3)の対象者より無作為に抽出しました。

(1) 就学前児童の保護者

令和5年(2023年)4月1日時点で0～5歳の子どものいる保護者

(2) 小学生から高校生等の保護者

令和5年(2023年)4月1日時点で6～17歳の子どものいる保護者

(3) 小学6年生から高校生等

令和5年(2023年)4月1日時点で11～17歳の子ども本人

③ 調査期間

令和6年(2024年)1月～令和6年(2024年)2月

④ 調査方法

郵送による配布・回収、WEBによる調査

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	3,000通	1,554通	51.8%
小学生から高校生等の保護者	3,000通	1,585通	52.8%
小学6年生から高校生等	3,000通	1,424通	47.5%

⑥ 調査結果の表示方法

- ・ 回答率は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査結果 (就学前児童の保護者)

① フルタイムへの転換希望 (単数回答)

【母親】

「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望」の割合が 52.4%と最も高く、次いで「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が 28.8%、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が 10.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が増加しています。

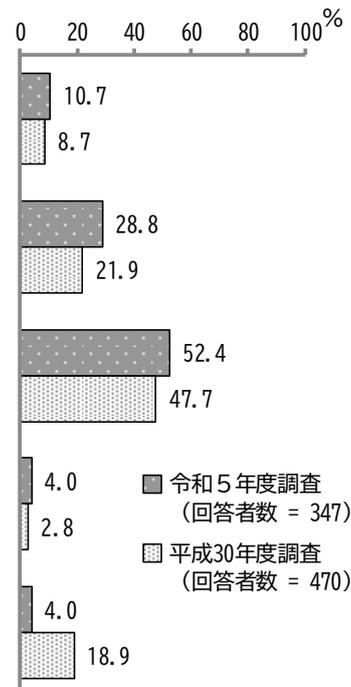
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある

フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない

パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望

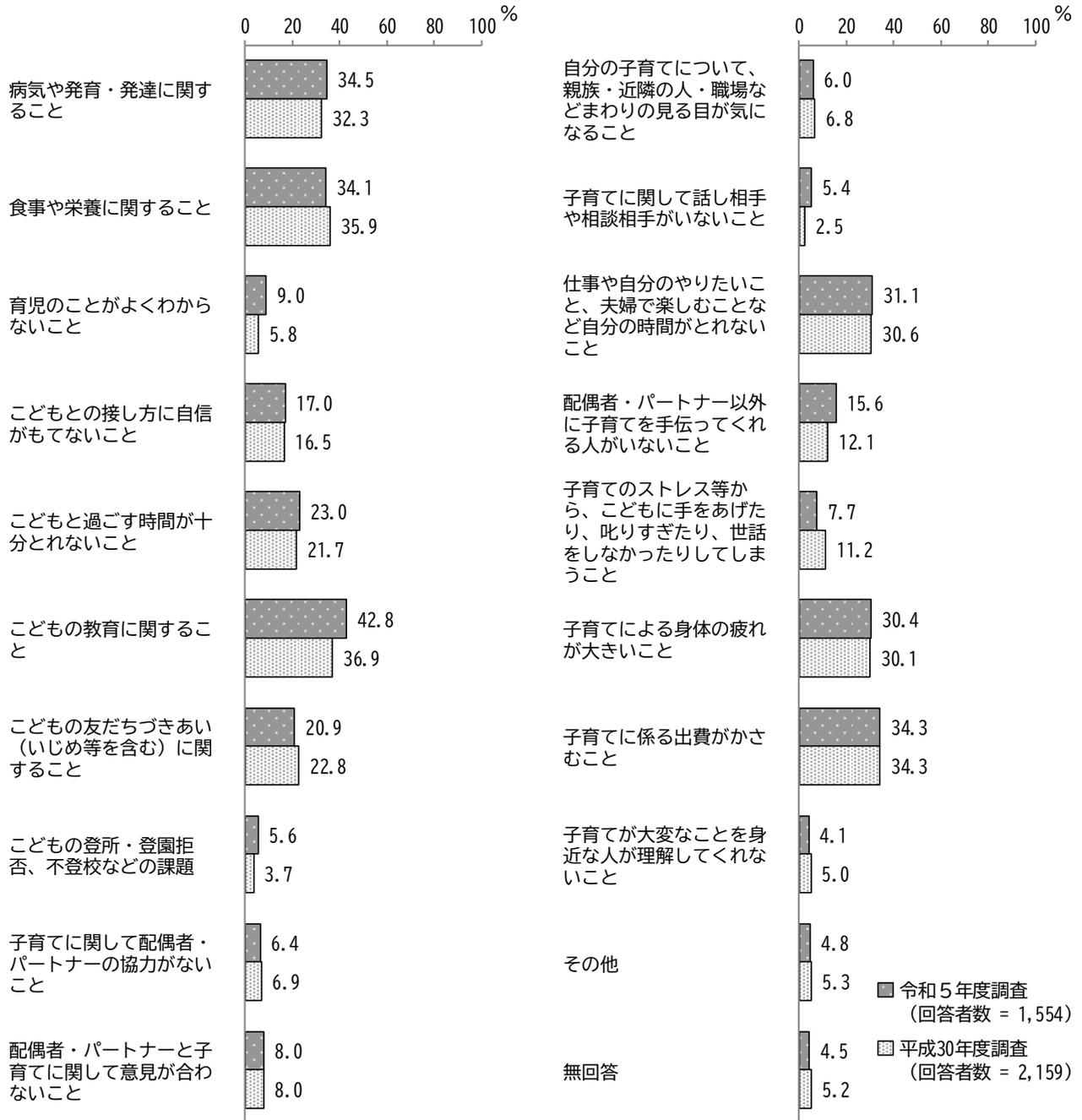
パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

無回答



② 子育てに関して、日頃悩んでいること、また気になること（複数回答）

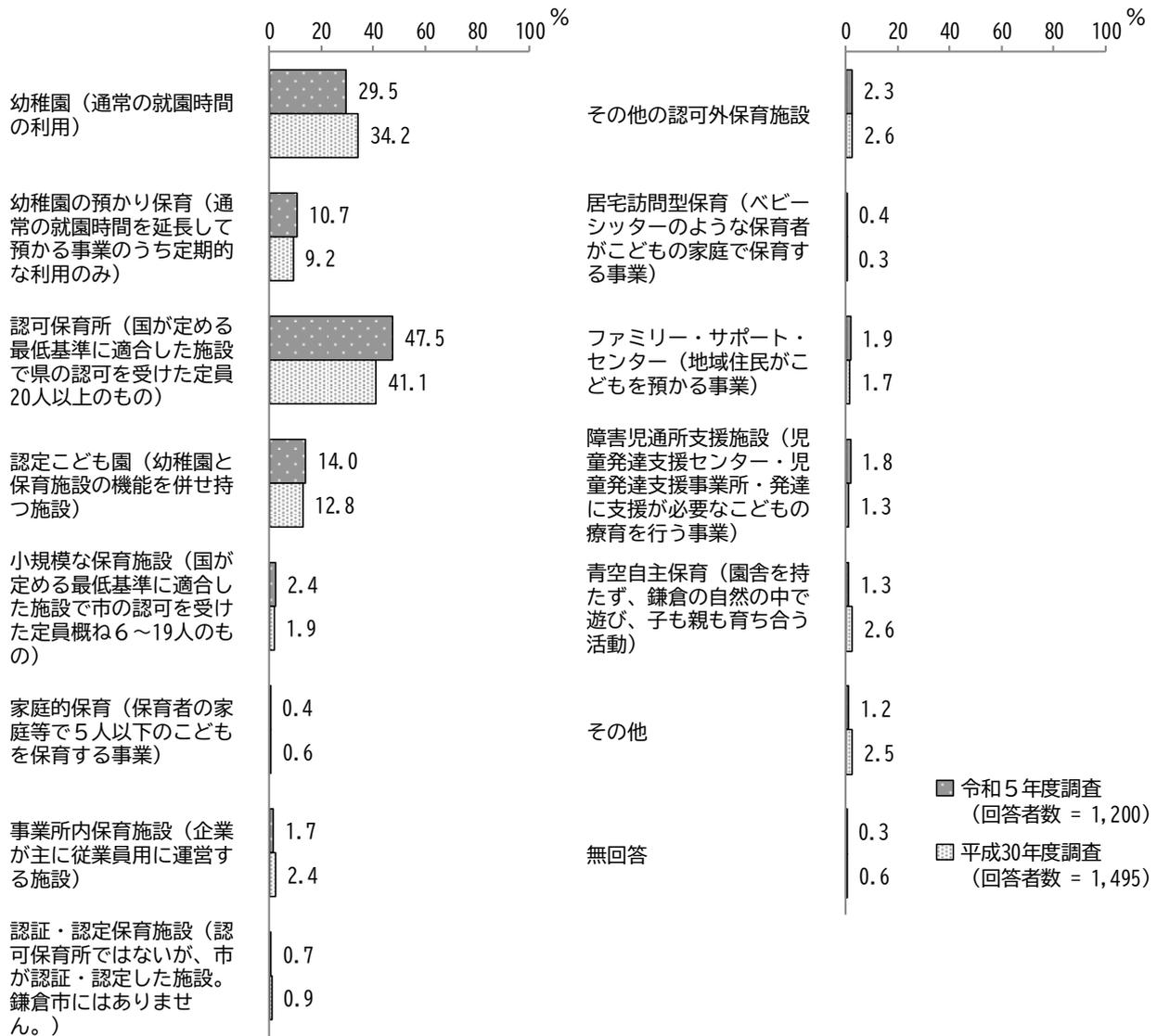
「こどもの教育に関すること」の割合が42.8%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」の割合が34.5%、「子育てに係る出費がかさむこと」の割合が34.3%となっています。平成30年度調査と比較すると、「こどもの教育に関すること」の割合が増加しています。



③ 平日の教育・保育事業の利用について（複数回答）

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が47.5%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が29.5%、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が14.0%となっています。

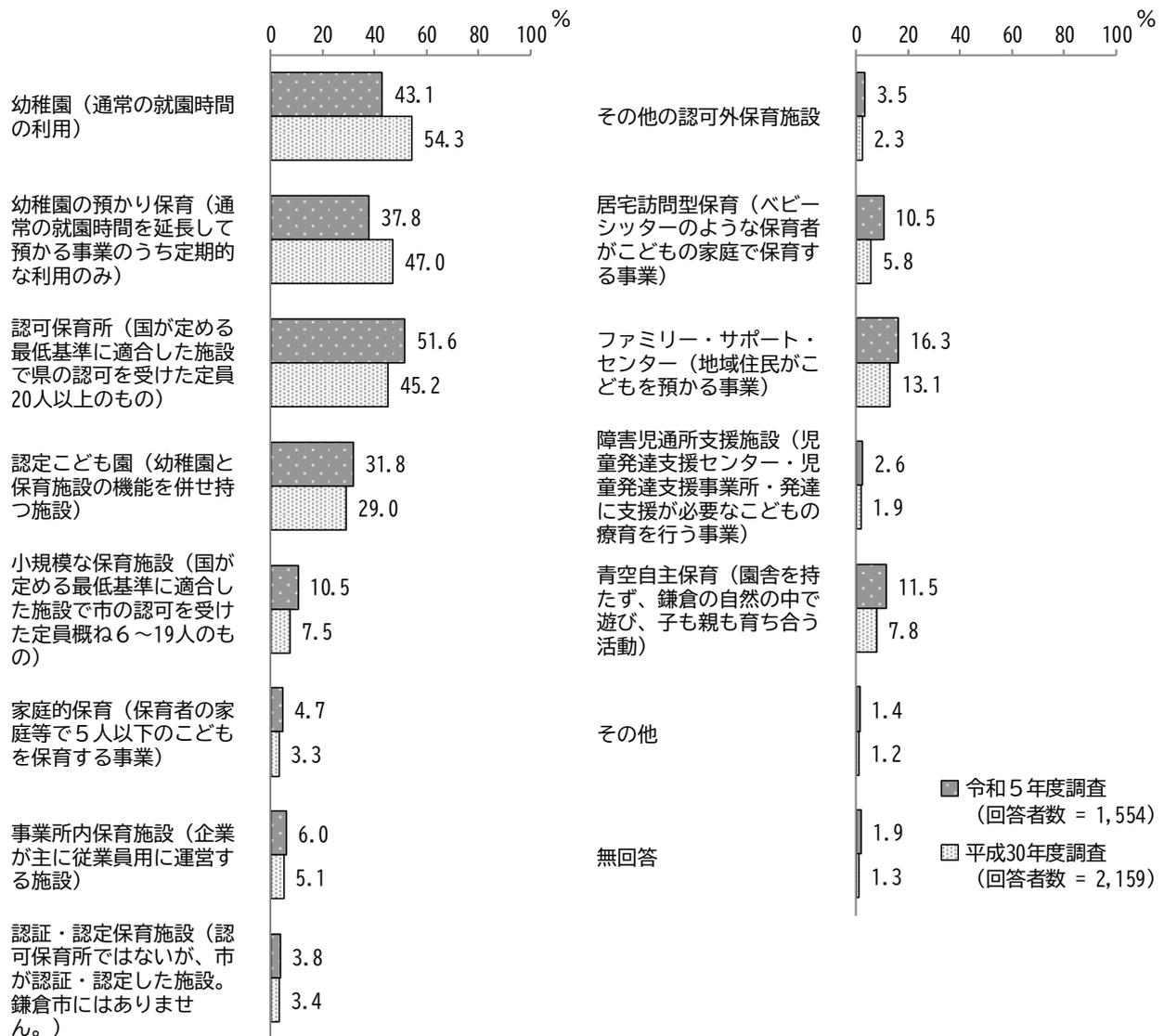
平成30年度調査と比較すると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が増加しています。



④ 平日の教育・保育事業の利用希望（複数回答）

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が51.6%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が43.1%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が37.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が減少しています。



⑤ 土曜日と日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望（単数回答）

【土曜日】

「利用する必要はない」の割合が68.7%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」の割合が22.6%となっています。

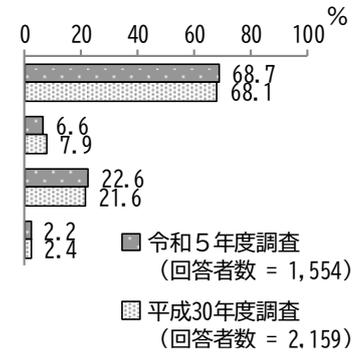
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

利用する必要はない

ほぼ毎週利用したい

月に1～2回は利用したい

無回答



【日曜・祝日】

「利用する必要はない」の割合が81.7%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」の割合が14.2%となっています。

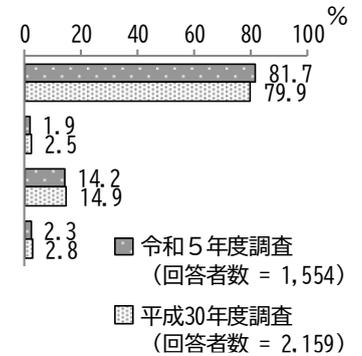
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

利用する必要はない

ほぼ毎週利用したい

月に1～2回は利用したい

無回答



⑥ 不定期に利用している事業（複数回答）

「利用していない」の割合が 76.3%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）」の割合が 10.9%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的にこどもを保育する事業）

幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）

ファミリー・サポート・センター（地域住民がこどもを預かる事業）

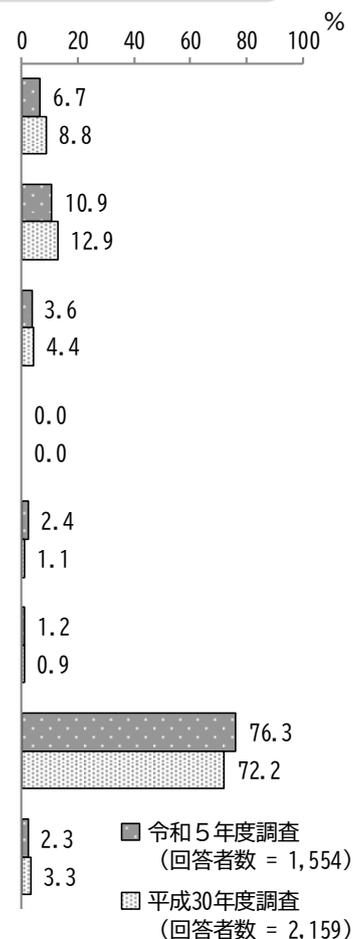
夜間養護等事業：トワイライトステイ（児童養護施設等で一時的にこどもを養育・保護する事業）

ベビーシッター

その他

利用していない

無回答



⑦ 私用、親の通院、不定期の就労等の目的での事業の利用意向（単数回答）

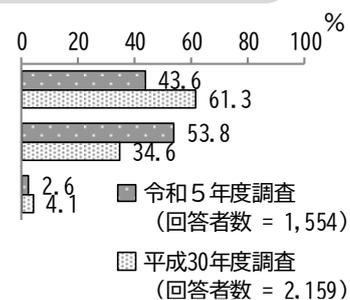
「利用したい」の割合が 43.6%、「利用する必要はない」の割合が 53.8%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「利用する必要はない」の割合が増加しています。一方、「利用したい」の割合が減少しています。

利用したい

利用する必要はない

無回答

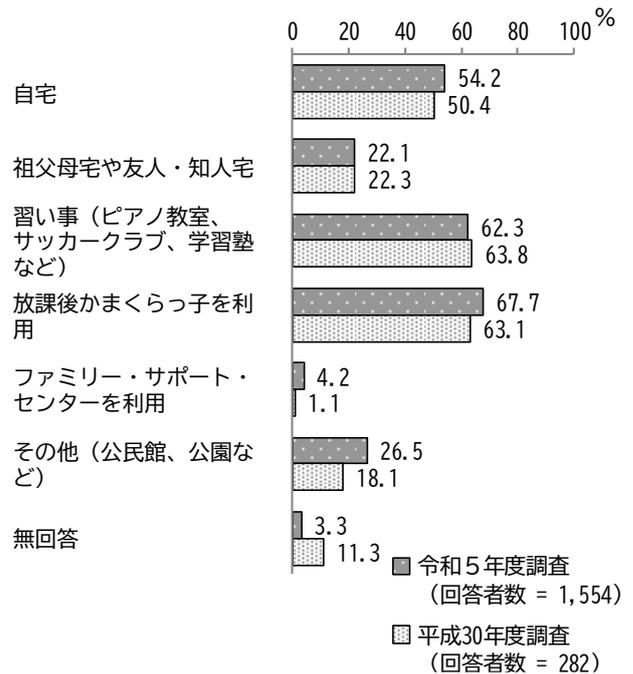


⑧ 小学校低学年の放課後の時間を過ごさせたい場所（複数回答）

【夏季（4～9月）】

「放課後かまくらっ子を利用」の割合が67.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が62.3%、「自宅」の割合が54.2%となっています。

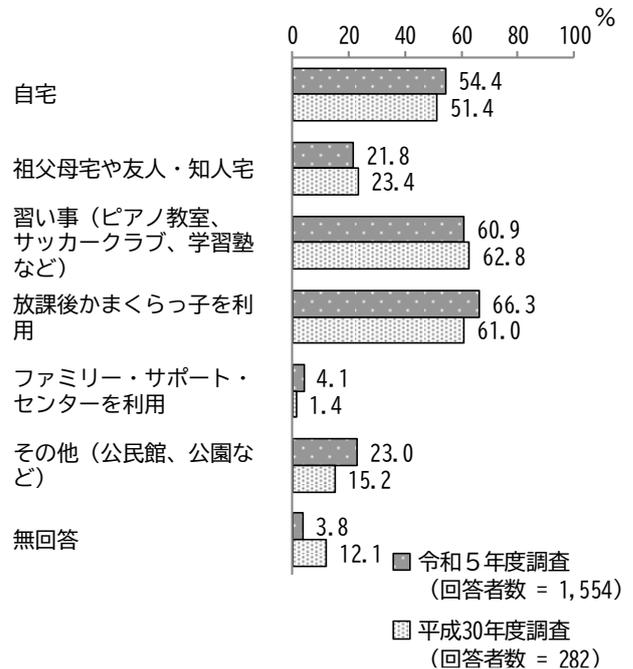
平成30年度調査と比較すると、「その他（公民館、公園など）」の割合が増加しています。



【冬季（10～3月）】

「放課後かまくらっ子を利用」の割合が66.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が60.9%、「自宅」の割合が54.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後かまくらっ子を利用」「その他（公民館、公園など）」の割合が増加しています。



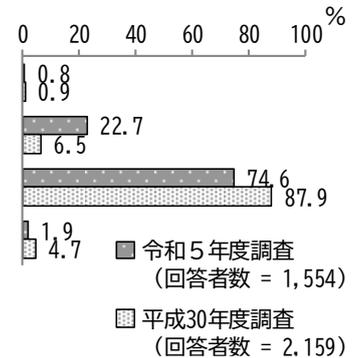
⑨ 育児休業の取得状況（単数回答）

【父親】

「取得していない」の割合が74.6%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が22.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が3倍以上に増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。

働いていなかった
取得した（取得中である）
取得していない
無回答

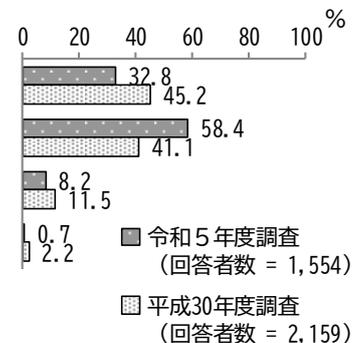


【母親】

「取得した（取得中である）」の割合が58.4%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が32.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

働いていなかった
取得した（取得中である）
取得していない
無回答



【取得していない理由】

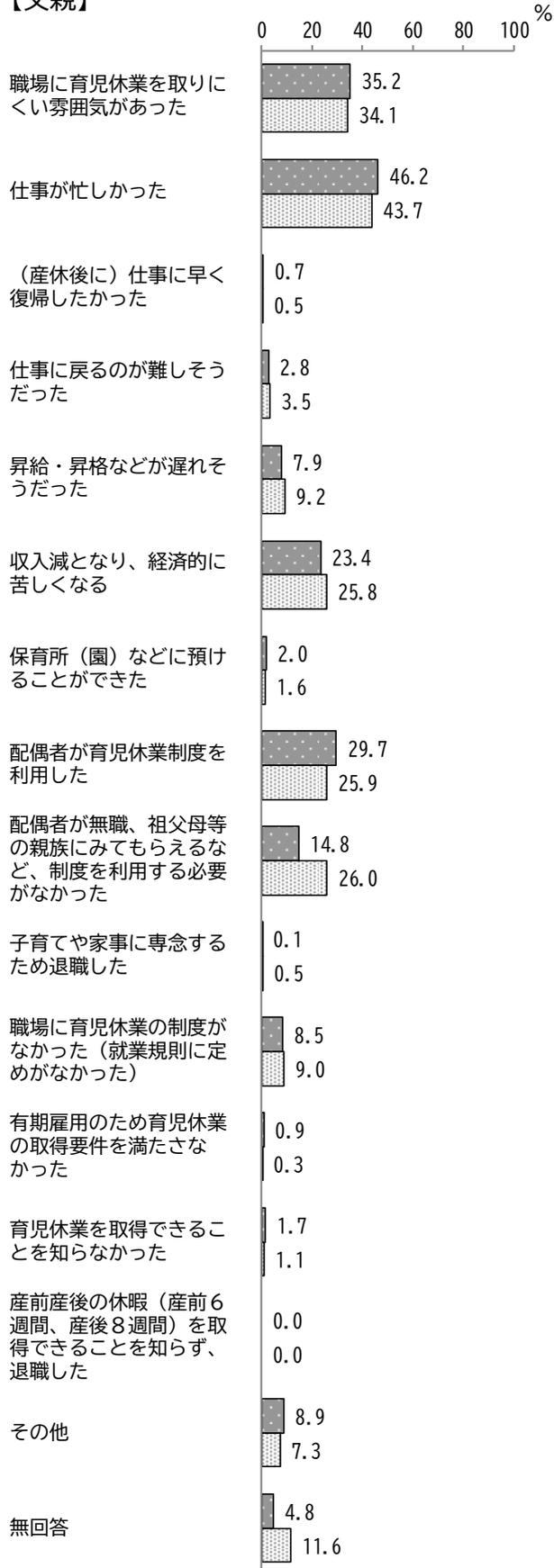
父親では、「仕事が忙しかった」の割合が46.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が35.2%、「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が29.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。

母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が21.3%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が15.7%、「仕事が忙しかった」の割合が14.2%となっています。

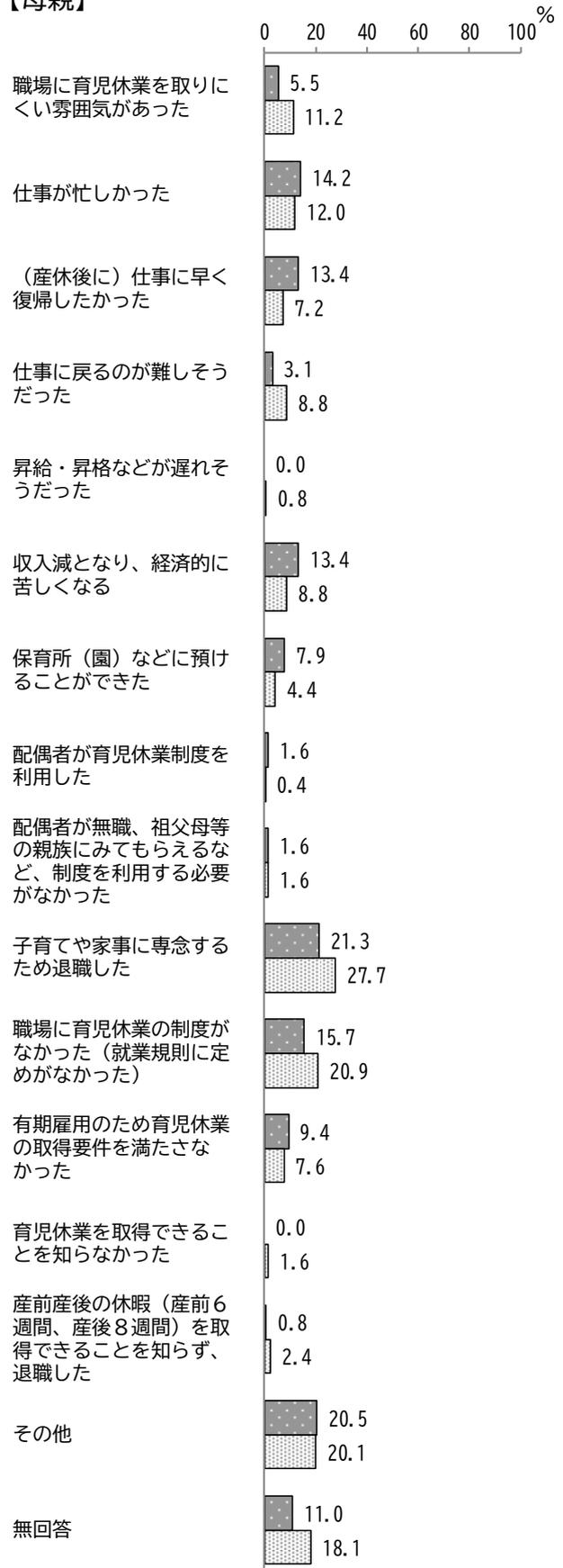
平成30年度調査と比較すると、「（産休後に）仕事に早く復帰したかった」の割合が増加しています。一方、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事に戻るのが難しかった」「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が減少しています。

【父親】



■ 令和5年度調査
(回答者数 = 1,159)
■ 平成30年度調査
(回答者数 = 1,898)

【母親】



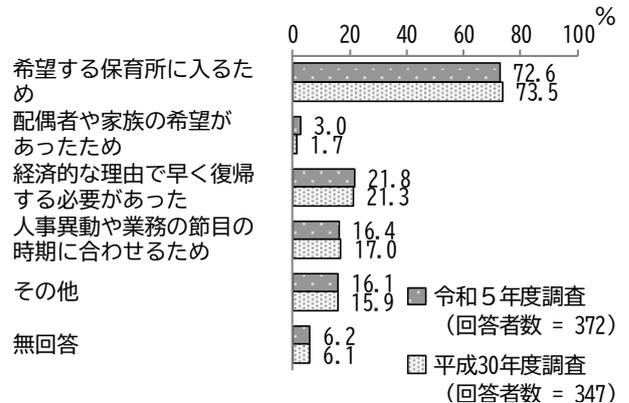
■ 令和5年度調査
(回答者数 = 127)
■ 平成30年度調査
(回答者数 = 249)

⑩ 希望の時期より早く職場復帰した理由（複数回答）

【母親】

「希望する保育所に入るため」の割合が72.6%と最も高く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があった」の割合が21.8%、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」の割合が16.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

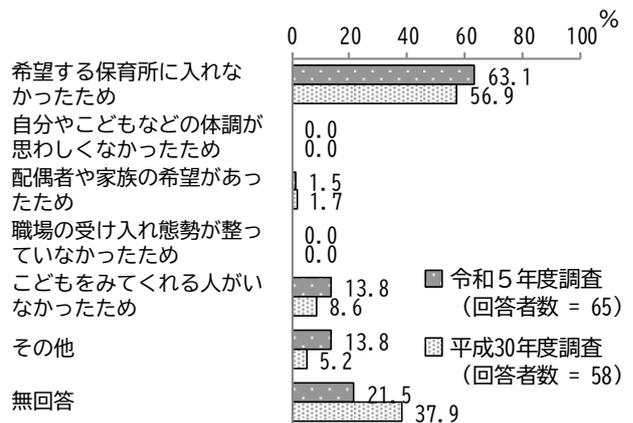


⑪ 希望の時期より遅く職場復帰した理由（複数回答）

【母親】

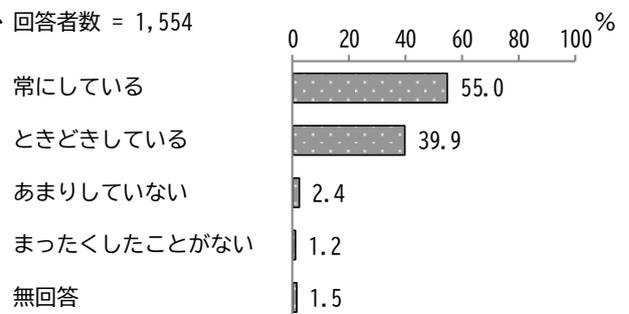
「希望する保育所に入れなかったため」の割合が63.1%と最も高く、次いで「子どもをみてくれる人がいなかったため」の割合が13.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「希望する保育所に入れなかったため」「子どもをみてくれる人がいなかったため」の割合が増加しています。



⑫ こどもからの意見や要望を聞き、取り入れる意識について（単数回答）

「常にしている」の割合が55.0%と最も高く、回答者数 = 1,554
次いで「ときどきしている」の割合が39.9%となっています。

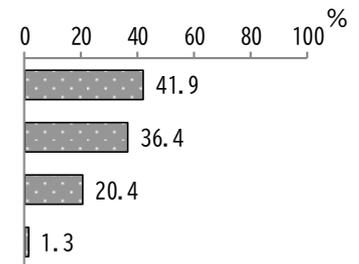


⑬ 「こどもの権利」の認知度（単数回答）

「名前も内容も知っている」の割合が41.9%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が36.4%、「知らなかった」の割合が20.4%となっています。

回答者数 = 1,554

名前も内容も知っている
 名前は知っているが内容は知らなかった
 知らなかった
 無回答

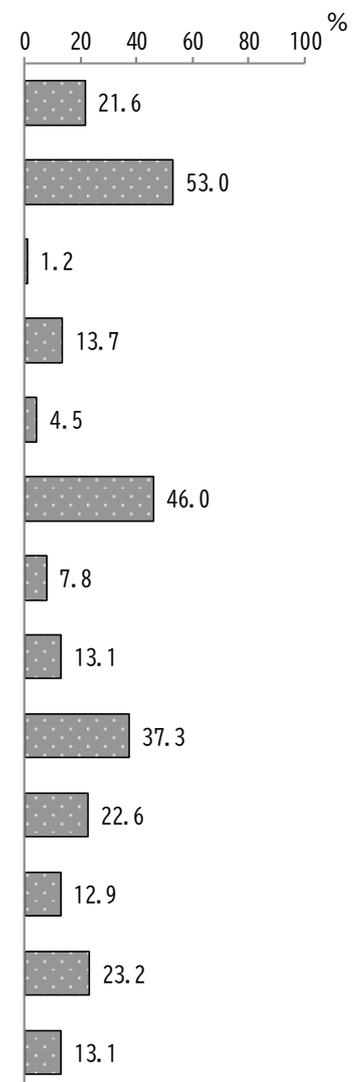


⑭ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと（あてはまる番号に3つまで○）

「自分の考えを自由に言えること」の割合が53.0%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけられないこと」の割合が46.0%、「親や家族と一緒に安心して生活できること」の割合が37.3%となっています。

回答者数 = 1,554

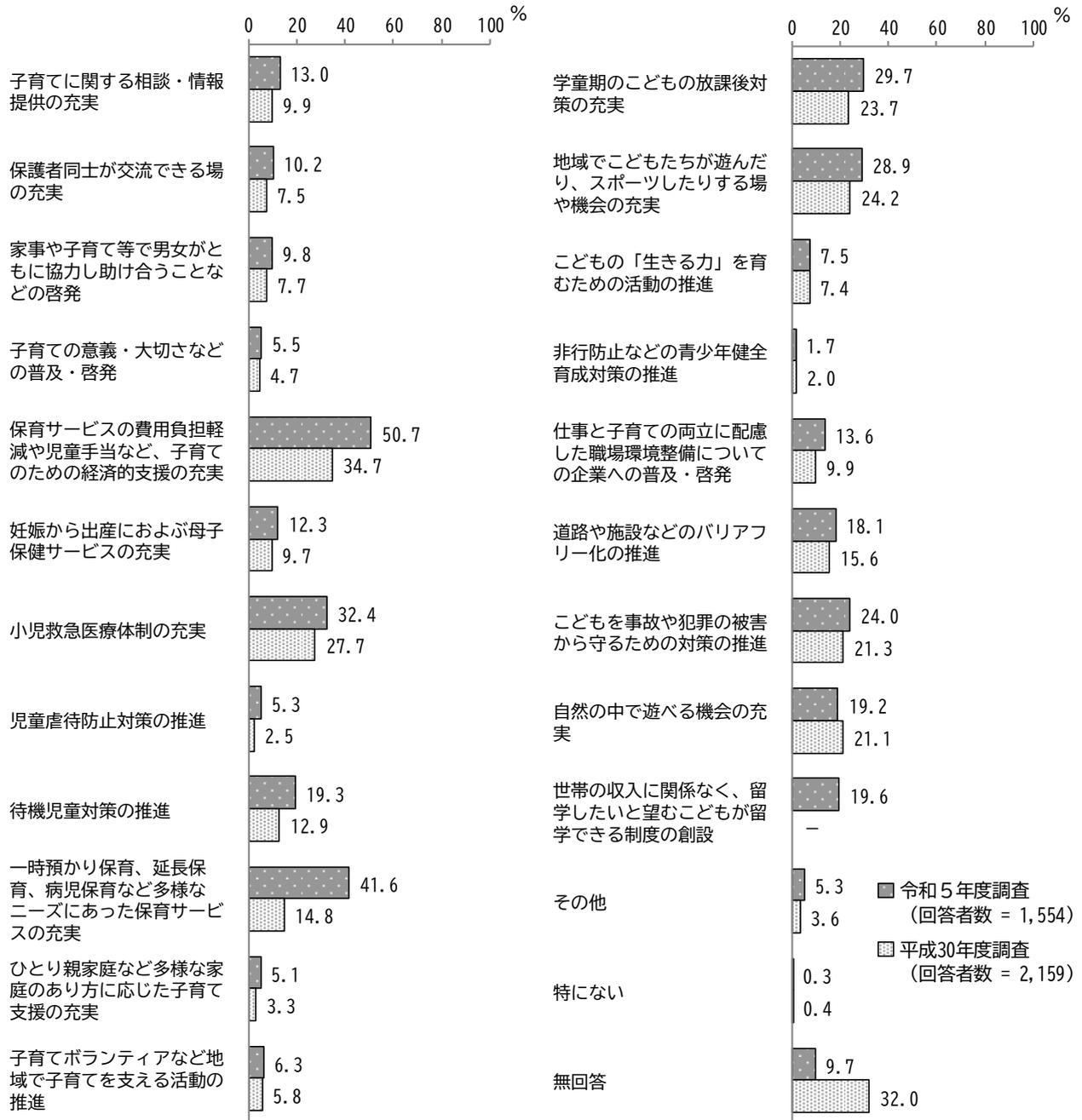
人種や性別、宗教などで差別されないこと
 自分の考えを自由に言えること
 自由な呼び掛けでグループを作り集まれること
 自分の秘密が守られること
 必要な情報を手に入れられること
 暴力や言葉で傷つけられないこと
 障がいのあるこどもが差別されないこと
 けがをした時や病気の際に治療を受けられること
 親や家族と一緒に安心して生活できること
 教育を受けたり、休んだり、遊んだりできる自由な時間をもつこと
 もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
 住む場所や食べ物があること
 無回答



⑮ 子育て支援でもっと力をいれてほしいもの（あてはまる番号に5つまで○）

「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が50.7%と最も高く、次いで「一時預かり保育、延長保育、病児保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実」の割合が41.6%、「小児救急医療体制の充実」の割合が32.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」「待機児童対策の推進」「一時預かり保育、延長保育、病児保育など多様なニーズにあった保育サービスの充実」「学童期のこどもの放課後対策の充実」の割合が増加しています。

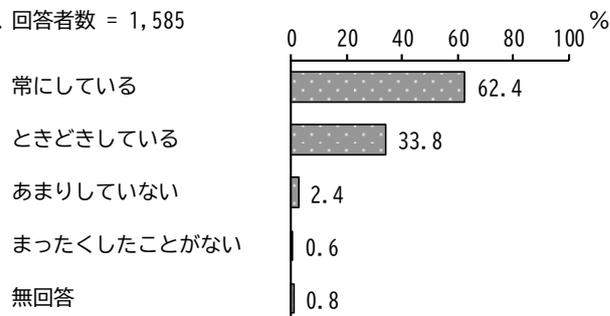


※前回調査では、「世帯の収入に関係なく、留学したいと望む子どもが留学できる制度の創設」の選択肢はありませんでした。

(3) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査結果 (小学生から高校生等の保護者)

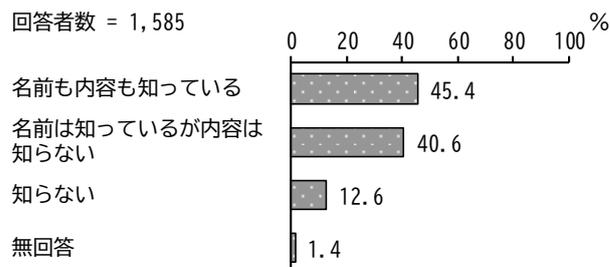
① こどもからの意見や要望を聞き、取り入れる意識について (単数回答)

「常にしている」の割合が 62.4%と最も高く、回答者数 = 1,585
次いで「ときどきしている」の割合が 33.8%と
なっています。



② 「こどもの権利」の認知度 (単数回答)

「名前も内容も知っている」の割合が 45.4%
と最も高く、次いで「名前は知っているが内容
は知らない」の割合が 40.6%、「知らない」の
割合が 12.6%となっています。



③ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと（あてはまる番号に3つまで○）

「自分の考えを自由に言えること」の割合が54.7%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけられないこと」の割合が50.2%、「親や家族と一緒に安心して生活できること」の割合が36.2%となっています。

回答者数 = 1,585

人種や性別、宗教などで差別されないこと

自分の考えを自由に言えること

自由な呼び掛けでグループを作り集まれること

自分の秘密が守られること

必要な情報を手に入れられること

暴力や言葉で傷つけられないこと

障がいのあるこどもが差別されないこと

けがをした時や病気の時に治療を受けられること

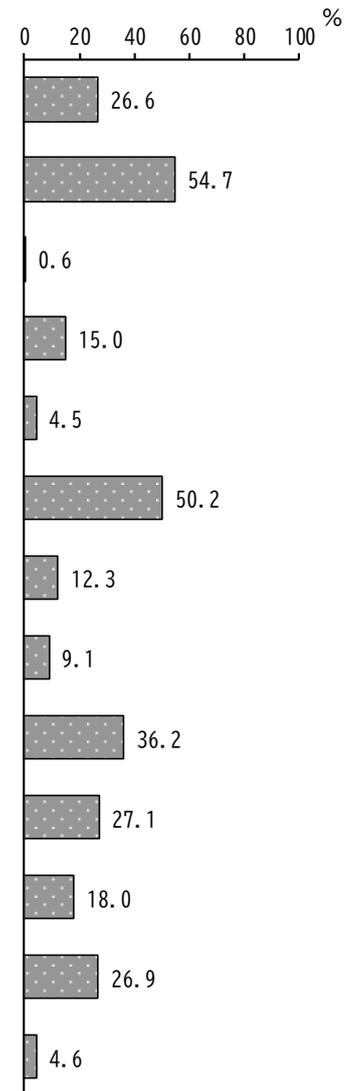
親や家族と一緒に安心して生活できること

教育を受けたり、休んだり、遊んだりできる自由な時間をもつこと

もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

住む場所や食べ物があること

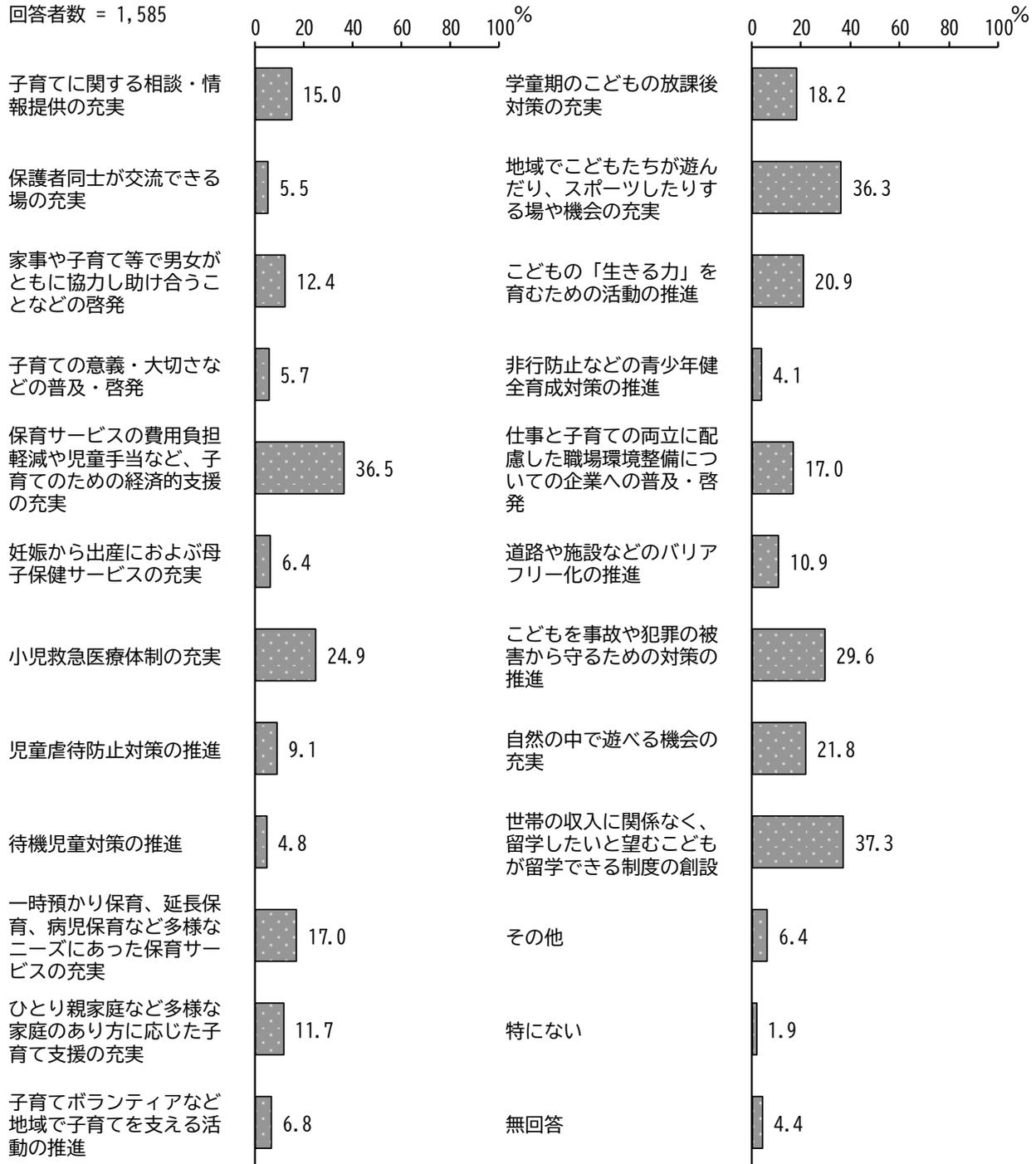
無回答



④ 子育て支援でもっと力をいれてほしいもの（あてはまる番号に5つまで○）

「世帯の収入に関係なく、留学したいと望むこどもが留学できる制度の創設」の割合が37.3%と最も高く、次いで「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の割合が36.5%、「地域でこどもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」の割合が36.3%となっています。

回答者数 = 1,585



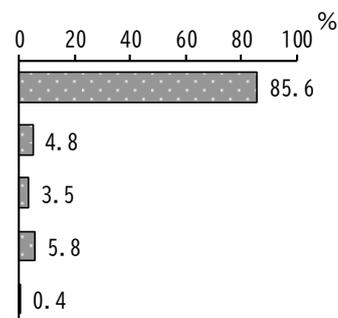
(4) 鎌倉市こども計画の策定に向けたアンケート調査結果 (こども(小学6年生～高校生等)本人)

① 朝ごはんの摂取状況(単数回答)

「ほとんど毎日食べる」の割合が85.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 1,424

ほとんど毎日食べる
週4～5日は食べる
週2～3日は食べる
ほとんど食べない
無回答

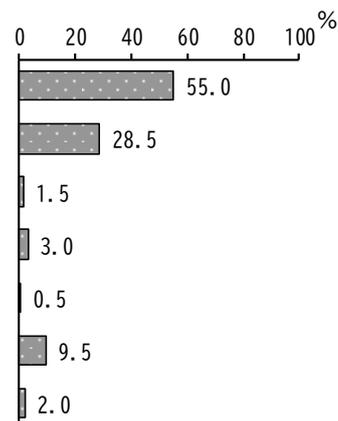


② 朝ごはんを食べない理由(単数回答)

「食べる時間がないから」の割合が55.0%と最も高く、次いで「食べたくないから(食欲がないから)」の割合が28.5%となっています。

回答者数 = 200

食べる時間がないから
食べたくないから(食欲がないから)
太りたくないから
朝ごはんの用意がないから
おうちの人も朝ごはんを食べていないから
その他
無回答



③ 夕ごはんをこども(18歳以下)だけで食べることがあるか(単数回答)

「ほとんどない」の割合が68.4%と最も高く、次いで「週に2～3日」の割合が10.0%となっています。

回答者数 = 1,424

ほとんど毎日
週に4～5日
週に2～3日
週に1日程度
ほとんどない
無回答

